

定 款

(1001 1946年 7月21日制定)

改正

1994年 6月28日
1996年 7月 1日
1997年 6月27日
2001年 6月28日
2002年 6月27日
2003年 6月27日
2005年 6月29日
2006年 6月29日
2007年 6月28日
2008年 6月27日
2009年 6月26日
2010年 6月29日
2012年 6月28日
2013年 6月27日
2014年 6月26日
2018年 1月29日
2022年 6月24日
2023年 3月 2日

第1章 総 則
第2章 株 式
第3章 株主総会
第4章 取締役および取締役会
第5章 監査役および監査役会
第6章 会計監査人
第7章 計 算

永大産業株式会社

永大産業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、永大産業株式会社と称し、英文では Eidai Co.,Ltd.と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 合板、造作材、建築用組立材料、パーティクルボードおよび不燃建材の製造、加工、販売
2. 製材、単板および木材チップの製造、加工、販売
3. 家具、建具、事務所用装備品および店舗用装備品の製造、販売、取付工事
4. 建築の設計、施工
5. 土地の造成および不動産の売買、賃貸
6. 木工機械の売買
7. プラスチック、強化プラスチック製品、プラスチック成形材料および接着剤の製造、加工、販売
8. ステンレス製およびほうろう鉄器製の厨房用品、衛生用品、浴槽の製造、販売、取付工事
9. ガス機器、照明機器および家庭用電機器具の製造、販売、取付工事
10. 建築用金属製器具および建築用金属線製品の製造、販売
11. 前各号の仲立
12. 前各号に関する各種技術指導および技術教育ならびにノウハウの販売
13. 倉庫業
14. 有価証券の売買
15. 産業廃棄物および一般廃棄物の処理業
16. 分析測定に関する業務
17. 建築物塗装工事の請負
18. 各種特殊塗料、溶剤および塗料用希釈剤の製造、加工ならびに販売
19. 発電および売電に関する業務
20. 一般労働者派遣事業

21. 住宅資材の製造に関する業務請負
22. 前各号に附帯する一切の業務

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 160,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主権の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするることができる。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 13 条 定時株主総会は毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。その取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役に招集する。

2. 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。その取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役に議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令および本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(大規模買付行為対応方針についての決議)

- 第16条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。
2. 前項における当会社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載しまたは記録した議事録を作成する。

(電子提供措置等)

- 第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第20条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第 21 条 当社の取締役は 10 名以内とする。

(選任方法)

第 22 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役等)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

(相談役、顧問)

第 25 条 取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関しては、法令または本定款に規定するもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者および議長)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、議長となる。その取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第 28 条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 30 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 33 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(選任および員数)

第 34 条 当社の監査役は 4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

2. 監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。

(監査役会規則)

第 37 条 監査役会に関しては、法令または本定款に規定するもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役会の招集)

第 38 条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議により定めるものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 46 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 48 条 期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以 上